

『宋会要輯稿』に見える北宋末の立法記事

青木 敦

はじめに

一一世紀後半に王安石が登場すると、彼と神宗は新法と呼ばれる国家体制全体に関わる改革を行った。法制改革もその一つである。八〜一〇世紀の長い変革の時期を経て宋の社会・行政は唐の時代より複雑化していった。しかし北宋初期の律や令格式など法律の基礎的構造は、唐代のそれと大きくは異ならなかったのである。だが神宗は元豊二年（一〇七九）、宋の法律の種類を「勅令格式」としてその持つ役割を明確化し（『宋史』巻一九九「刑法」等に見られる所謂神宗の勅令格式新定義）、これを大きく改革した。また頒布される法典数もこの時以来急増し、北宋で編纂された法典の総巻数は約七〇〇〇、総条文数としては南宋で恐らく一〇万を超える。これは一つの体制が生み出した編纂法典群の規模としては世界史上最大級と言って良いだろう。ただ、確かにそれは唐宋変革を経て現れた社会の複雑化の反映であることは否定できないのだが、ではこれがなぜ王安石新法以降に突如増加したのか、また後の明や清と比してもこの時期の法の規模が大きいのはなぜか、改めて考えなければならぬ。そこで本章では、新法時期に大変革を見た学校制度、及びこの時期の財政項目の一つである無額上供錢物に関する史料を読むことによって、こうした大量の法律が生産されるその瞬間を見てゆくことにしたい。

さて本章で読む史料は、『宋会要輯稿』である。これは北宋開始期から南宋嘉定年間ころまでの様々な方面の事項を

網羅した政書であり、扱う行政分野の広さ、対象時期の長さ、記述の詳細さにおいて宋代史研究のもっとも基本的な史料と言つて良い。しかし一方で、当時の行政の実態を細かく記す本史料には、吏語と呼ばれる難解な特有の用語が多く含まれる。それらの中には、宋代から史料に現れ、明清さらに現代で使われるものもある。このような特徴を持った文章の読み方も、本章では勉強してゆきたい。

この『宋会要輯稿』の総量は、通行している影印本では八冊、二〇一四年刊上海古籍出版社標点本では一六冊となる大部なものだが、その流伝過程は下に述べるように数奇なもので、そこで生じた明らかな文字の誤り、欠落・混乱も少なくない。しかしやはり兩宋の史料の中ではもっとも詳細であり、当時の行政現場を伝えるものとして貴重なのである。版本としては国立北平図書館本（一九三六年一〇月序）を元にした一九五七年刊中華書局影印本（写真版本）のほか、一九六〇〜七〇年代に世界書局、新文豊出版からもほぼ同じものが印行されており、そして二〇一四年には詳しい校訂を経て、上記上海古籍出版社の標点本が出されている。

同書については湯中が初めて総合的な書誌学的検討を行つて以降（湯中『宋会要研究』上海商務印書館、一九三二）、関連文献は枚挙に暇がないが、まず縮くべき詳細な研究としてここでは陳智超『解開《宋会要》之謎』社会科学文献出版社、一九九五を挙げておきたい。こういった諸研究に基づきつつ本書流伝の概要を述べれば、以下のようになる。会要という編纂物は、すでに同時代的に『国朝会要』『十三朝会要』などとしてしばしば編纂されてきた。これらは早くに失われたが、その逸文を「永樂大典」から収集したのが清の徐松である。ただ徐松はこの時「唐会要」の逸文収集を命じられており、「宋会要」についてはそれを隠れ蓑に彼自身が行つたとされる。『宋会要輯稿』影印本の各頁の柱の多くに「唐会要」と印刷されているのはそれがためである。

この徐松の「宋会要」を、のち繆荃孫が瑠璃廠翰文齋で発見、一時は広雅書局提調王秉恩の手中に落ちそうになつたが幸い嘉業堂蔵書楼主人の劉承幹がこれを買取り、これが北平図書館に伝わるに至つた。その流伝過程で同書は、徐

松の原貌とはかなり違ったものになったと思われるが、ともかく何人かの人々、ことに徐松と繆荃孫の働きによってこの『宋会要輯稿』は言わば奇跡的に現代に伝えられたのである。そして北平図書館本の影印本が上記のように中華書局、世界書局、新文豊出版からも出版されて漸く我々はこれに身近に接することができるようになり、これらを用いて内外で多くの研究が生まれることになった。また陳智超が北京図書館の徐松本の逸文を整理し、これが一九八八年に『宋会要輯稿補編』として新華書局北京發行所から出版されている。さらに一九九〇年代より苗書梅による「崇儒」、郭声波による「蕃夷」「道釈」、馬泓波による「刑法」の校訂・標点作業がなされ、こうした基礎の上に四川大学古籍整理研究所、ハーバード大学、中央研究院などが協力し整理作業を行い、そこから中央研究院漢籍電子文獻の電子版が生まれ、さらに上海古籍出版社から上記の標点活字本が刊行されたのである。こうしてもともとかなり疎漏であった同書にも相当な校訂が重ねられてきたが、だが上海古籍本に至っても校訂ミスや標点が不適切な部分が皆無ではなく、電子版にも同様に句点の不統一、同じ字を別フォントによって表すなど、表記的な問題個所が存在する。『宋会要輯稿』利用にあたっては、二一世紀の校訂本を見るだけではなく、二〇世紀の影印本に当たることが必須である。更に本章でも見てゆくように他史料との相互参照も不可欠であるから、『宋会要輯稿』を含む宋代諸史料全般の関係性や信頼性についても蔡崇榜『宋代修史制度研究』文津、一九九一、王瑞来『古籍校勘方法論』中華書局、二〇一九、Charles Hartman, *The Making of Song Dynasty History: Sources and Narratives, 960–1279 CE*, Cambridge University Press, 2022などを参照しつつ把握しておかなければならない。だがともかくにもこのような標点本の出版や電子化によって、本書の利用は近年ますます盛んになって来ている。なお、本書は慣習的に『宋会要』と略されることがあるが、宋代当時の会要などと区別し近年では略さないことも多い。

さて、こうした経緯を踏まえつつ、『宋会要輯稿』を読むに当たっては以下の点にことに注意したい。

①類似的の、または同じ記述が他史料にあるか。

②字の不鮮明や間違い。衍字・脱字もある。

③内容的誤り。これも多く、ここで読んでゆく中にも吏部を戸部とし、格を令としているなど、単に表記的問題というより内容に深く関わる誤りも見られる。また本章では扱わないが、年月日が混乱しいつの記事か分からない部分もまれにある。

つまり上記①を把握することは②、③の検討の際にも重要で、他史料から問題のある字を確定し得ることも多い。だがこのような誤りがあること自体、それだけナマに近いという本史料の価値を示しているし、また一般に宋代史料は、一見難解に見えても独自の語彙を把握すれば答えが出る場合が多い。本史料でも独特の学校・財政用語の理解が難しく思われるが、謎解きをするつもりで読んでみると、案外と楽しいのである。こうしたいくつかのことに留意しつつ、以下、当時の法律成立過程を詳しく伝えた二つの記事を、ここでは読んでゆこうと思う。

なお本章では、底本とした中華書局版に②③などの明らかな誤りがあれば、原文・訓読においては正しい字や語を用い、次に演習に臨んで部分で説明した。基本的には原文・訓読文・引用は旧字、他は常用漢字で記す。原文細字注は（ ）、本章での説明は「 」内に入れた。また皇帝や臣下の発言などの引用が重ね入れ子構造になるときは、「『』を交互に用いる。改行は原文にはないが、文脈にに応じて適宜行っている。次頁以降に引用した書影は国立北平図書館（一九三六年序）本のIの当該箇所である（『宋会要輯稿不分卷』、東洋文庫所蔵、請求記号：II-15-A-18）。

史料 I 『宋会要輯稿』職官二八一—一七「国子監」大觀二年五月二〇日

標点文

— 学校試での經の複數選択関連諸法を制定 —

中書省「據學制局狀」奉御筆「古之學者三年通一經、至十五年則五經皆通。熙寧中、進士以經術期、故止專一經。今已三十餘年、士益習矣。思得多聞博習之才、而慮專門之流弊。可自今學生願兼他經者聽之。兼經多者、計所多量立陞進之法、使天下全材異能得以進焉」、尙書省劄付學制局、脩立到「諸學生本經外願兼一經或二經」等條。奉御筆「比閱所著法、頗密而難行。士固有皓首終身通一經不能究者、兼習五經、蓋以待博識多聞之才、是爲難能、不可立爲常法。應兼三經以上、所在學考選・校定、在學一年取分數多、八行之中兼有行實、每路歲貢二人入太學、長貳審試以聞、量材

月二十日中書省據學制局狀奉御筆古之學者三年通一經至十五年則五經皆通熙寧中進士以經術期故止專一經今已三十餘年士益習矣思得多聞博習之才而慮專門之流弊可自今學生願兼他經者聽之兼經多者計所多量立陞進之法使天下全材異能得以進焉尙書省劄付學制局脩立到諸學生本經外願兼一經或二經等條奉御筆比閱所著法頗密而難行士固有皓首終身通一經不能究者兼習五經蓋以待博識多聞之才是爲難能不可立爲常法應兼三經以上所在學考選校定在學一年取分數多八行之中兼有行實每路歲貢二人入太學長

貳審試以聞量材拔用其在學生願兼一經者聽臣等今依御筆旨揮修
立兼經之制經術深妙既令兼治恐當更俟以漸今修立諸學生本經外
願兼一經或二經者聽臣等看詳本經之外各兼一經則五經已有二十
五色謂如本經治易而所兼或詩書或周禮禮記之類又有兼二經則其
色額又多若於試卷內明見其色額之異則就試人姓名灼然可見又况
州郡人少去處則私弊尤難關防今將本經與所兼經每季輪與一經就
試謂如本經治易而兼治詩則正月試易義四月試詩義之類則卷子內
不見色額之異可以久遠通行不致私弊今脩立諸私試經義以所習經
及兼經輪以一經就試右並入太學辟廱諸路州學通用令臣等看詳今

拔用。其在學生願兼一經者聽」。臣等今依御筆旨揮、修立兼經之制。經術深妙、既令兼治、恐當更俟以漸。今修立、諸
學生本經外願兼一經或二經者聽」。

臣等看詳、本經之外各兼一經、則五經已有二十五色（謂如本經治『易』、而所兼或『詩』、『書』、或『周禮』、『禮記』
之類）。又有兼二經、則其色額又多。若於試卷內明見其色額之異、則就試人姓名灼然可見。又況州郡人少去處、則私弊
尤難關防。今將本經與所兼經每季輪與一經就試（謂如本經治『易』、而兼治『詩』、則正月試『易』義、四月試『詩』
義之類）、則卷子內不見色額之異。可以久遠通行、不致私弊。今脩立『諸私試經義、以所習經及兼經輪以一經就試』。右
並入『太學辟廱諸路州學通用令』。

兼經既係別為獎勵之制則所兼之經多少不同所應之人有無不一
若試選兼經之法一槩施於州郡之學則節目既多事難齊一况州郡
學校私試已閱習其文藝至貢士舉院試筆別為一項逐經分場引試庶
得要而易行可以經久免試論語孟子以中二經為上第一經而在十名
內者為中等餘為下等別榜曉示諸內舍生兼經曾入第二等以上者聽
與貢士兼經人同試諸兼經雖試中而本經不與貢士舉院補者不在類
聚比校之限右並入太學辟廡通用令貢士舉院試兼經每經十五號取
合格者一號右入太學辟廡通用格諸兼經人初入州學以狀自陳別為
一籍曾入第二等已上者其所中經侯陞貢日教授據籍契勘例於貢狀

臣等看詳、今來兼經既係別為獎勵之制、則所兼之經多少不同、所應之人有無不一。若試選兼經之法一槩施於州郡之學、則節目既多、事難齊一。况州郡學校私試已閱習其文藝、至貢士舉院試筆、別為一項、逐經分場引試、庶得要而易行、可以經久。免試『論語』、『孟子』、以中二經為上等、一經而在十名內者為中等、餘為下等、別榜曉示。『諸內舍生兼經曾入第二等以上者、聽與貢士兼經人同試』。『諸兼經雖試中、而本經不與貢士舉陞補者、不在類聚比校之限』。右並入『太學辟廡通用令』。『貢士舉院試兼經、每經十五號取合格者一號』。右入『太學辟廡通用格』。『諸兼經人初入州學、以狀自陳、別為一籍。曾入第二等已上者、其所中經、候陞貢日、教授據籍契勘、列於貢狀』。右入『諸路州學令』。『諸兼經人

右八諸路州學令諸兼經人曾預貢士舉院試入上中下三等者遇釋褐
 或殿試唱名日別作一項具名聞奏右入太學辟廡通用令御史唱名若
 上舍釋褐人曾與貢士舉院試兼經人上等等者與陞一甲本甲上名不及
十名者仍通陞十名中等陞十名下等陞五名已上如係第一甲者即便
 不陞仍並與內外學官之選右入三省通用令從之 八月二十七日

曾預貢士舉院試入上中下三等者、遇釋褐或殿試唱名日、別作一項、具名聞奏。右入「太學辟廡通用令」。御試唱名、若上舍釋褐人、曾與貢士舉、院試兼經入上等等者、與陞一甲（本甲上名不及十名者、仍通陞十名、中等陞十名、下等陞五名。已上如係第一甲者、即便不陞）。仍並與內外學官之選。右入「三省通用格」。從之。

訓読文

中書省「據けたる學制局の狀『奉じたる御筆に「古の學者、三年にして一經に通じ、十五年に至らば則ち五經皆な通ず。熙寧中、進士經術を以て期し、故に止だ一經を專にす。今已に三十餘年、士益々習う。多聞博習の才を得るを思い而して専門の流弊を慮る。自今、學生の他經を兼ねるを願う者は之れを聽す可し。兼經多ければ、多き所を計りて陞進の法を量立し、天下の全材異能をして以て進むるを得しめん」と。尙書省學制局に劄付し、「諸て學生、本經外に一經或いは二經を兼ねるを願う」等の條を修立し到り。奉じたる御筆に「著する所の法を比閱せば、頗る密にして行い難し。士固より皓首終身一經に通ずるも究むる能わざる有り。五經を兼習するは蓋し以て博識多聞の才を待するも、是れ能くし難しと爲せば、立てて常法と爲す可からず。應ゆる三經以上を兼ねるは、所在の學の考選・校定、在學一

年にして分數の多く、八行の中、行實を兼有するを取り、每路歲に二人を貢し太學に入れ、長貳審試し以聞し、量材し拔用す。其の在學生の一經を兼ぬるを願うは聽さん」と。臣等今御筆旨揮に依り、兼經の制を脩立す。經術深妙にして、既に兼治せしむれば、當に更に以て漸すすむるを俟つべきを恐る。今「諸て學生、本經外に一經或いは二經を兼ぬるを願わば聽す」を脩立す。

臣等看詳す、本經の外に各の一經を兼ぬれば則ち五經にして已に二十五色有り（本經に『易』を治め、而して兼ぬる所或いは『詩』、『書』、或いは『周禮』、『禮記』が如きの類を謂う）。又た二經を兼ぬる有らば則ち其の色額又た多し。若し試卷内に於て其の色額の異を明見せば、則ち就試人の姓名は灼然として見るべし。又た況や州郡人少の去處ならば則ち私弊尤も關防し難し。今本經と兼ぬる所の經とを將て毎季に一經を輪與し就試せば（本經は『易』を治めて兼ねて『詩』を治めれば則ち正月に『易』義を試し四月に『詩』義を試すが如きの類を謂う）、則ち卷子内に色額の異を見ず、以て久遠に通行せしめ私弊を致さざる可し。今「諸て經義を私試するに、習う所の經及び兼經を以て輪めぐりて一經を以て就試す」を脩立す。右並びに『太學辟離諸路州學通用令』に入る。

臣等看詳す、今來兼經既に別に獎勵の制を爲すに係らば、則ち兼ぬる所の經の多少は不同なり、應ずる所の人の有無は不一なり。若し試選兼經の法一槩に州郡の學に於て施さば、則ち節目既に多く、事は齊一たり難し。況や州郡の學校の私試は、已に其の文藝を閱習し、貢士舉に至りて筆を院試し、別に一項を爲し、逐經に分場し引試せば、要を得て行い易きに庶からん、以て經久にすべし。『論語』、『孟子』を免試し、中二經を以て上等と爲し、一經にして十名内に在るは中等と爲し、餘は下等と爲し、別に勝して曉示す。『諸て内舍生の兼經し曾て第二等以上に入る者は、貢士兼經の人と同試するを聽す』。『諸て兼經は試中かたると雖も、而して本經貢士舉の陞補に與らざる者は、類聚比校の限に在らず』。右並びに『太學辟離通用令』に入る。『貢士學院にて兼經を試し、經十五號毎に合格者一號を取る』。右『太學辟離通用令』に入る。『諸て兼經の人、初めて州學に入れば、狀を以て自陳し、別に一籍を爲す。曾て第二等已上に

入る者は、其の中たる所の經、陞貢の日を候ち、教授、籍に據りて契勘し、貢狀に列す」。右『諸路州學令』に入る。『諸て兼經の人、曾て貢士學院に預り試し上中下三等に入る者は、釋褐或いは殿試唱名の日に遇えば、別に一項と作し、名を具して聞奏す』。右『太學辟離通用令』に入る。『御試唱名、上舎釋褐人、曾て貢士舉の、兼經を院試するに與りて上等に入りしが若きは陞一甲を與う（本甲上名、十名に及ばざる者は、仍お通陞十名、中等陞十名、下等陞五名。已上如し第一甲に係らば、即便ち陞せず）。仍お並びに内外學官の選を與う』。右『三省通用令』に入る」と。之れに従う。

演習に臨んで

王安石と神宗は官僚登用の方面でも改革を行った。彼らは科挙を廃止し学校において官僚を養成する方向へと舵を切ったが、これは財政や法制と並んで彼らもっとも力を入れた新法の一つだった。ことに徽宗時代には既存の太学のみならず州県学にもそれぞれ上舎・内舎・外舎を設ける「天下三舎法」が実施されたが、もっとも、新法諸政策が熱心に行われた徽宗時代にも、並行して科挙制度は暫定的に実行されており、本記事はその学校の試験と科挙の科目に関わることである。それまで五經の受験にあたっては、受験者は五つの經の中から一つを選択することとなっていた。だがこの徽宗大觀年間より、新たに經を複数選択して受験する「兼經」を認めることになった。本記事は、この時の議論と関連立法について述べている。

さてこの記事の構造としては、ほぼ全体が中書の言であり、最後に皇帝が「之れに従う」とこれを肯定するという形である。その言の中で中書はまず、学制局の状を引く。そこで学制局が述べているのは、まず兼經を可能にせよとの御筆がありこれに応じて法案を作ったが、今度は複雑過ぎるとの御筆があり、改めて法案を作った、という内容である。次に中書は、選択した經の種類で受験者の名が分かかってしまうかも知れぬという懸念から、これに対処する法

案を提出。次に中書は地方・中央の学校での評価基準についての六法案を提出。最後にこの中書の言を、皇帝が認めている。大枠としてはこのような流れである。難しいのは、学制局の状がどこまでか、つまり三つの「臣」が誰かである。最初の「御筆」対応した法案の提出」の臣が学制局、以降の「自ら問題提起―法案提出」の臣が中書となるが、学制局の法案は編入先が未定である点にも着目したい。問題は二個所目の学制局の部分で、学制局自らが「本局」と名乗っていない所であるが、これは「尚書省箭付學制局」でひとまとまりに読むことにしよう。

ところで冒頭の徽宗の御筆は『宋大詔令集』巻一五七「聴諸生兼五経御筆」に見える。上に述べたように、『宋会要輯稿』の誤りは他史料との対比によって見出し得ることがあるが、ここでも『宋大詔令集』との対照から、本記事でもともと「迪士」とあるのは「進士」の誤りであると解した。また本史料〈以經術期〉については『宋大詔令集』には「以經術期之尙淺」とあって、この部分の意味がよりはっきりする。本記事の概略は『宋会要輯稿』選挙四―五「考試条制」大觀二年五月二〇日、『宋史』巻一五七選挙三「学校試」にも見える。宋代の学校試に関連した研究は枚挙に暇がないが、ことに『宋史』選挙志に詳細な訳注を施す中嶋敏編『宋史選挙志譯註』(一)〜(三)、東洋文庫、一九九二〜二〇〇〇(以下『選挙志譯註』)は価値が高い(ことに本記事関連箇所は(二)六二〜六三頁)。そのほか宋代学校制度一般について、李弘祺『宋代官学教育与科举』聯経出版、一九九四、近藤一成『宋代中国科举社会の研究』汲古書院、二〇〇九の二つをあげておきたい。しかしこうした資料を駆使しつつ勉強してもなお、理解できない部分が残る場合がある。そのようなときは最後には専門家に聞くしかないが、本記事の読解にあたっては近藤氏に多くの教示をいただいた。その上で、以下、この時代の学校試に関わる若干特殊な用語を中心に語彙の意味を考えてゆきたい。なお『選挙志譯註』参照が重要な場合は()でその頁等を表記する。

〈考選〉三舍法での進級のための試験。〈校定〉成績評定(『選挙志譯註』(一)四頁、(二)四五・五三頁、近藤前掲書九七頁)。(分數)当時合格は、受験者のうち何割を合格とするかという相対評価だった(近藤前掲書三二、七四〜七五頁等)。

〈八行〉徽宗期、科挙・学校で重視された孝・悌・睦・婣・任・卹・忠・和の八つ。これを具備するものを太学上舎に入れた〔選挙志譯註〕(一)三三一頁)。近藤前掲書九七頁にも詳しい。〈私試〉学校で行われる試験。一、四、七、一〇月本経義、二、五、八、十一月は論、三、六、九、一二月は策、と毎月行われる。〈貢士〉本文章の場合は郷貢進士、つまりこの時期にも残されていた科挙の挙人のこと。〈院試〉挙院での試験。〈陞補〉上級の合格枠に入ること。〈免試〉『論語』『孟子』王安石新法によつて『論語』と『孟子』が試験科目に加えられたが、経の選択が主眼の本項ではこれらは議論の中心とはなっていない。〈釋褐〉「褐を釋かしむ」、つまり庶人の衣服をぬぎすてて官服を着ることで、初めて官位を得ること。天下三舍法では太学に入って積褐した〔選挙志譯註〕(二)五四〜五五頁)。また殿試合格者に対し皇帝が自らひとりひとり名を呼び及第を賜つたが、これを〈御試唱名〉という。やや検討が必要な項目としては以下がある。〈學制局〉徽宗期に置かれた学校関係の機関のようではしばしば関連立法を行っているが、詳細不明。〈二五色〉二経の組み合わせとすると計算が合わない。一般に色は種類の意。〈本甲上名不及十名者〉これより以下の部分について、『選挙志譯註』(二)六三頁は「上の甲の最下位に付けるのではなく、十名分を通計して繰り上げる」と説明している。本章はこれに従つた。

次に多少一般的な語彙を挙げる。〈號〉漢字一文字の符号、ことに試験時には不正防止のため糊名し、その上に付けられた。〈箭付〉三省樞密院が百司に文書を授けること。〈量立〉いろいろ考慮して立案する、といった意。

なお北平図書館本は「御試唱名」を「御史唱名」、「列於」を「例於」に誤っている。諸本に「三省通用令」とあるのは、内容からして明らかに令ではなく格の誤り。

現代語訳

中書省〔が言うには〕、「学制局の状に『古の学者は三年で一経に通じ、一五年で五経すべてに通じたものだ。熙寧

中に、進士は経の試験に期するようになり、そこでただ一経を専門にするようになった。それから三〇年以上たち、士人たちの勉強は進んだので、多く知識を得、広く学習した人材を得ようとしたが、狭い専門化の弊害も憂慮し、今後学生が他の経を兼ねて履修を願う場合は許可せよ。兼ねる経が多ければ、その多い分を計算して昇進させる法を立てよ。天下の優秀な者、能力の秀でた者を昇進できるようにせよ」との御筆を奉じた。「これをうけて」尚書省の学制局への命令書によって、「学制局は」「学生が本経以外に一つ、あるいは二つの経を希望する場合」等の条文を作成した。「立てられた法律を閲覧してみると、非常に複雑で実行困難だ。士人にはもともと、頭が白くなり一生かかって経ひとつに通じてみても究められないものもある。五つの経の勉強を兼ねるのは、博識で物知りの人材になろうとするからだ、これは難しく、常法とすべきではない。三経以上を兼ねれば、属する学校による考査・評価では、在学一年者で合格が多かった場合は八行具備の学生の中で行動が伴っているものを取り、路ごとに毎年二名を挙げさせて太学に入れ、長官副官が審査試験して報告し、人材を評価して抜擢せよ。在学生で一経を兼ねるのを願う者には許可せよ」との御筆を奉じた。今次、臣は御筆旨揮によって兼経の制度を立てた。経術は深く微妙なのだから、兼治させると「学習成果を」ゆっくり待たなくてはならない。「学生が本経以外に一、二経を願えば許す」との法案を作った。臣が細かく検討してみると、本経の他にそれぞれ一経を兼ねると、五経あるから二五種の組み合わせとなる（本経が『易経』で兼経が『詩経』、『書経』、『周礼』、『礼記』であるなど）。また二経を兼ねるとなれば組み合わせは更に多くなる。もし受験者リストに他と違う選択をしている者がいれば、その受験者の姓名ははつきりと分かってしまう。いわんや人の少ない州では不正を防ぐのは非常に難しい。今、本経と兼ねている経を季節ごとに換え、一つの経ごとに試験を行えば（本経として『易経』を学び、兼経に『詩経』を学んだ場合は正月に『易経』を試験し、四月に『詩経』を試験するなど）、受験番号名簿に選択科目に目立った差異が見られることはない。これを永く行えば、不正を防げるだろう。そこで、『経を私試するときは、勉強した経と兼経を順に、一経ごとに試験する』という法案を作った。これは『太学辟雍諸路

州学通用令』に入れる。

臣が細かく検討してみるに、この頃は、兼経はすでにひとつの奨励制度となっているから、選択する経の数は同じではなく、応募者の有無も一定しなくなっている。もし試験で兼経をする法が一律に諸州に行われると、配慮事項が多すぎ、事を公正に行うのが困難になる。州の学校試ですでにその文の能力を見ているのだから、貢士挙での試験では〔兼経受験者は〕別にして経ごとに試験場を分けて試験すれば、首尾良く実施しやすいだろう、今後続けるべきだ。『論語』と『孟子』を免除し、二経が合格なら上等、一経でも一〇位以内なら中等、他は下等とし、結果を掲示する。『内舎生で兼経し第二等以上のもは貢士の兼経のものとともに試験するのを許す』、『兼経は合格しても本経で貢士挙の升補とならなかった者は、集めて合格評価の対象とはならない』、これらを『太学辟雍通用令』に加える。『貢士挙の貢院で兼経を試験する場合は受験者一五名につき一名の割合で合格者を取る』。これは『太学辟雍通用令』に加える。『兼経合格者が州学に入學すれば、状で申告させ、これらは別に成績一覧を作る。第二等以上であった者は合格した経については、升貢の日をまち、教授がその名簿によって調べ貢状に加える』。これを『諸路州学令』に加える。『兼経受験者で貢士挙院に参加し試験で上中下三等に入った者は、釈褐あるいは殿試唱名の日に、別に一項目としてその名を奏上する』これを『太学辟雍通用令』に入れる。『御試唱名の際、上舎釈褐の人でかつて貢士挙院で兼経受験し上等に入っていた者は、升一甲を与える（本甲の上名が一〇に及ばなければ、通計して一〇名分を升し、中等は一〇名を升し、下等は無名を升す。このようにするが第一甲の人は、とりあえず升さない）。ならばに内外の教員への選考資格を与える』これを『三省通用格』に加える。〔徽宗は〕これに従った。

この史料が語るもの

本記事が対象とする大観二年（一一〇八）は、州郡の解試と省試が廃止され官僚登用をすべて三舎法からの升貢に一

本化する方向が明確になる崇寧三年（一一〇四）と、州県学三舍法が廃止される宣和三年（一一二二）との中間期であり、学校制度がもつとも整備され、細部が議論された時期であった。ただ科挙は完全には廃止されず、それとの関係が本記事でも扱われている。

ここではまず兼経制度を実施したいという、御筆で示された皇帝の意思があり、中書が、現実に実施した際に予想されるいくつかの問題点を挙げつつ、これを法的に実行するために必要な諸条文を法律の分野ごとに立案。例えば受験後、選択した経の組み合わせで受験者氏名がばれるであろうという、兼経に一般的に予想される問題については、中央地方を問わず適用される「太学辟雍諸路通用令」、ことに州学に関することは「諸路州学通用令」、中央の学に関われば「太学辟雍通用令」、唱名以降の兼経者の等級表は「三省通用格」と、問題点ごとに中書によって次々と関連条文が立案され、それが該当分野の既存法典に追加された。なお新法の一部は、旧法党系が勢力を伸ばした南宋以降も引き継がれたが、兼経制度もその一つである。

史料Ⅱ 『宋会要輯稿』 食貨五一—三九「度支庫」 政和三年一〇月一七日

——地方財政上の不正摘発についての褒賞規定——

標点文

戸部尚書劉炳等奏「今擬修到條『諸吏人驅磨・點檢出收到無額上供錢物供申數目不實、而侵隱・移易、別作窠名收係若支使者、諸州三千貫（累滿者同、提刑司依此）、提刑司六千貫、轉一資』、上條、合入『政和賞格』。『諸吏人驅磨・點檢出收無額上供錢物供申數目不實、而侵隱・移易、別作窠名收係若支使者、州及八千貫、提刑司一萬五千貫以上（累滿者同）。並奏裁』、上條、合入『政和賞令』。『諸驅磨・點檢出收到無額上供錢物供申數目不實、而侵隱・移易、別作窠名收係若支使者、三百貫（累滿者同、餘項依此）、陞一名。一千貫、陞二名。二千貫、陞三名。四千貫、陞四名。七

千貫、陞五名。一萬二千貫、轉一資。三萬貫已上、取裁」、上條、合入『尙書吏部司勳格』。

契勘闕下支用見錢、全仰諸路上供有額無額錢數應辦。其無額錢、元豐間歲收約一百七八十萬貫、近年以來、所收約八九十萬貫、比舊大段數少、虧損省計。緣無額上供、雖有窠名而各無定數、從前據憑場務收到數目、申州驅磨、報提刑司、本司備申省部、拘催起發。若供申隱落、止有斷罪約束、即無點檢・告賞之文。兼近承朝旨、令諸路常平司驅磨到崇寧元年至大觀三年侵使・隱落上供無額錢、總計一百七十餘萬貫、金銀物帛一十萬餘斤兩等。如此顯有陷失錢物、蓋爲未有勸賞、致所屬不肯盡公點檢・驅磨。今相度、欲乞今後場務收到無額錢物、供申所屬州軍、提刑司、并本部、如逐處能點檢・驅磨・告發侵隱・失隱錢物、並依『政和賞格』令法施行。

又檢會『大觀諸路上供錢物續降勅令』節文『諸無額上供錢物、場務限次季孟月十日前、具逐色都數申本州驅磨、本月二十日前申轉運司、仍具一般狀入遞、申尙書戶部。本司限十日申本部』、『諸供申無額上供錢物隱漏者、徒二年』、『政和元年十月十四日朝旨』節文『諸路應無額上供錢物、並隸提刑司拘收』。『政和格令』『諸告及驅磨・點檢出隱落并失陷錢物、應賞者、以所納物准價、仍依數借支、即犯人應勿追、或追而不足者、干繫人均備』、『告及驅磨點・檢出隱落并失陷錢物、每及一分、給三釐』。詔依修定、餘依『諸路上供勅』施行。

訓誥文

戶部尙書劉炳等奏すらく、「今擬修し到る條『諸て吏人驅磨・點檢し收到せる無額上供錢物の供申數目の不實を出し、而して侵隱・移易し、別に窠名を作り收係し支使するが若きは、諸州三千貫（累滿せば同じ）、提刑司此に依る）、提刑司六千貫、轉一資』、上條、合に『政和賞格』に入るべし。『諸て吏人驅磨・點檢し收せる無額上供錢物の供申數目の不實なるを出し、而して侵隱・移易し、別に窠名を作り收係し支使するが若きは、州は八千貫に及び、提刑司一萬五千貫以上ならば（累滿せば同じ）、並びに奏裁す』、上條、合に『政和賞令』に入るべし。『諸て驅磨・點檢し收到せる

無額上供錢物の供申數目の不實なるを出し、而して侵隱・移易し別に寔名を作り收係し支使するが若きは、三百貫（累滿せば同じ、餘項此に依る）、陞一名。一千貫、陞二名。二千貫、陞三名。四千貫、陞四名。七千貫、陞五名。一萬二千貫、轉一資。三萬貫已上、取裁す」、上條、合に『尙書戸部司勳格』に入るべし。

契勘するに闕下支用の見錢、全て諸路上供有額無額錢數に仰ぎ應辦す。其の無額錢、元豐間は歲收約一百七八十萬貫なるも、近年以來、收する所約八九十萬貫、舊に比し大段に數少なく、省計を虧損す。無額上供、寔名有りと雖も而て各の定數無きに緣り、従前は、場務收到せし數目に據憑し州に申し、驅磨し提刑司に報じ、本司省部に備申し拘催起發す。若し供申隱落すれども、止だ斷罪約束有るのみ、即ち點檢・告賞の文無し。兼ねて近く朝旨を承り、諸路常平司に令して崇寧元年より大觀三年に至り上供無額錢を侵使・隱落するを驅磨し到らしむれば、總計一百七十餘萬貫、金銀物帛一十萬餘斤兩等なり、此の如く顯らかに陷失の錢物有るは、蓋し未だ勸賞有らざるが爲に所屬公を盡して點檢・驅磨するを肯んぜざるを致せばなり。今相度し、欲し乞うらくは今後場務收到せし無額錢物は、所屬の州軍・提刑司並びに本部に供申し、如し逐處に能く侵隱・失隱の錢物を點檢・驅磨・告發せば、並びに『政和賞格』の令法に依り施行せんことを。

又た檢會すらく、『大觀諸路上供錢物續降勅令』節文に『諸て無額上供錢物、場務次季孟月十日前を限り、逐色に都數を具し本州に申し驅磨し、本月二十日前轉運司に申し（仍お一般狀を具し入遞し、尙書戸部に申す）、本司十日を限り本部に申す』、『諸て無額上供錢物を供申するに隱漏あるは徒二年』と、『政和元年十月十四日朝旨』節文に『諸路應ゆる無額上供錢物、並びに提刑司に隸きて拘收せしむ』と、『政和格令』に『諸て告及・驅磨・點檢し隱落並びに失陷の錢物を出し、應に賞すべき者は、納むる所の物を以て准價し、仍お數に依り借支す。即し犯人應に追するべからず、或いは追して足らざるは、干繫人均備す』、『告及・驅磨・點檢し隱落並びに失陷の錢物を出さば、一分に及ぶ毎に三釐を給す』とあり』と。詔し依りて修定し、餘は「諸路上供勅」に依りて施行せしむ。

演習に臨んで

仁宗以降の財政難の中で、王安石―神宗の時代にも財政立て直しは急務だった。そしてその一部に、州から中央へ送る上供の確保があった。神宗元豊五年（一〇八二）にはそれまで無額であった坊場錢や増添塩錢など約一〇項目の上供項目を一本化し、これを無額上供（の錢物）として提刑司が掌った。無額上供自体については中嶋敏編『宋史食貨志譯註』（四）東洋文庫、二〇〇二（以下『食貨志譯註』（四））、一〇六・一一四頁、白鋼・朱瑞熙『中国政治制度』社会科学文献出版社、二〇一一、三三七―三六四頁などがあり、また上供を含めた宋代の財政全般に関しては島居一康『宋代稅政史研究』汲古書院、一九九三、同『宋代財政構造の研究』汲古書院、二〇一二などがある。この無額上供錢物の横領等を発見・告発した吏人にいかほどの賞を与えるかという、いささか細かい問題についての戸部による立法を、本記事は伝えている。

本記事には財政方面独特の用語が多く使われている。こうした語や人名、やや一般的な語などの別を問わず、以下、概ね語句が本記事に登場する順に沿って、やや列挙的になるが意味を見てゆきたい。

〈劉炳〉宋代にこの名の人物は複数見られるが、『宋史』卷三五六に伝の立っている元符末進士の劉曷は、伝にもとの名を炳と言ったとあるから、この人物であろう。他の劉炳は時期が合わない。また上海古籍本などは劉丙に改めるが、不要だろう。〈驅磨點檢出〉驅磨は逐一細かく調べる。点檢は日本語にもある。「出」は、日本語で「見出す」「検出する」の意で、「し出す」と読む。この場合は驅磨・点檢し、その以下の物を見出すこと。〈收到無額上供錢物〉一般に徴収された税や物を收到錢物といい、ここは徴収された無額上供の錢や物。〈若支使者〉について、原文には一か所「係若支得者」とあるが、前後には「係若支使者」などとあり、かつこの条を伝える『慶元条法事類』でも（下記参照）ここは「使」であるから、明らかに「得」は「使」の誤。「支使」は支出の意。〈提刑司〉提点刑獄司。上記の

ように州からの無額上供は提刑が扱ったから、驅磨・点検等の対象も州、提刑の二つとなる。〈合入〉新条文を既存法典に編入すること。〈政和賞格〉『政和重修勅令格式』の賞格。これは『慶元条法事類』卷三二「点磨隱陷」にも賞格として「吏人驅磨點檢出收到無額上供錢物供申數目不實而侵隱移易別作窠名收係若支使者／諸州／三千貫累滿者同提點刑獄司依此／提點刑獄司／六千貫／轉一資」と見える。慶元に至る南宋法条文が北宋末に成立した例の一つである。〈政和賞令〉『政和重修勅令格式』の賞令。本条も『慶元条法事類』卷三二「点磨隱陷」に「諸吏人驅磨點檢出收到無額上供錢物供申數目不實而侵隱移易別作窠名收係若支使者、州及八千貫、提點刑獄司一萬五千貫以上（累滿者同）並奏裁」と同文が確認でき、慶元賞令のこの条文も、まさに政和のこのときに成立したことが分かる。〈移易〉『吏学指南』「錢糧造作」に「移易、遷動官物曰移、更改原數曰易」とあるように、官物を移動しものと数を偽ること。費目改竄とした。〈窠名〉宋代の附加的徴収の二方法。曾我部静雄『宋代財政史』（再版 大安、一九六六、二六六頁には「窠名とは水心先生文集卷四財総論二に「所謂窠名者、強加之名而已」と言っている、とある。ある収益への支出名目でも言うべきであろう」とある。〈陞一名〉差注の順序を一人分早める優遇措置。苗書梅『宋代官員選任和管理制度』河南大学出版社、一九九六、一七〇頁に、差注の順を待つことを待次あるいは須次といい、この順を飛び越える「升名次」は官員へのインセンティブづけとして使われた、とある。〈取裁〉上の判断を仰ぐの意。皇帝への奏裁は死罪を含む重要事であるが、取裁は法解釈、人事、褒賞など制度運用上の判断に際して行われるようである。〈尚書吏部司勳格〉吏部はもと誤って戸部に作る。司勳は唐では尚書二十四司の一として吏部に属し、宋でも司封・考功などともに吏部七司の一つである。官員の勳功を掌る。ただここを見ると、転一資のみの場合は賞格で定められ、升某名が加わると「尚書吏部司勳格」で扱われている。〈段〉すでに触れたように中華書局本ではこの字は異字体の「段」にも見えるが「段」とする。ここは「大段數少」、つまり「かなり少ない」の意。〈省計〉国家の費。〈拘催起發〉「拘催」は「拘收催督あるいは拘收催科のことであろう。すなわち規定額の錢物の納入リストに依拠して賦税等を監督・督促する

こと」(『食貨志譯註』(四)一三五頁)、「起發」は「税錢物を徴収して中央などへ送納することをいう」(同二三六頁)。(節文)もともとの勅などを節略し法律条文の形にしたもの。『宋刑統』では「勅は多くは「節文」とあるがこの二字の有無にかかわらず皆な節文であり、原件の面影は極力払拭されて法律条文の体裁に近づけられている」(滋賀秀三『中国法制史論集』創文社、二〇〇三、一〇五頁)。(入遞)文書を送る制度。曹家齊『宋史研究叢稿』新文豐出版、二〇〇六、八五頁に詳しい。(政和格令)ここに見える「諸告及驅磨……依數借支」「告及驅磨點檢出隱……給三釐」の二つの条文は、『慶元条法事類』卷三二「點磨隱陷」ではそれぞれ賞令(もと文書令に誤る)、賞格として載せられている。「格令」はしばしば法律という意味の一般的な語であり、ここでは『政和重修勅令格式』を指すのだろう。(均備)弁償、賠償する。「諸て告及・驅磨・點檢し隱落錢物を出すは、未だ得ざれば給賞を減半し、仍お止だ犯人に于て追理す」なる賞令があり(『慶元条法事類』卷三二「點磨隱陷」、給賞は犯人に払わせた。それが十分できない場合に干繫人(関係者)が支払う。なお、『慶元条法事類』中でこれを「文書令」とするが、これを含む前後の「文書令」は「賞令」の誤りである(青木敦「慶元文書令譯註稿」『青山学院大学文学部紀要』六二、二〇二一参照)。

現代語訳

戸部尚書劉炳等は以下のように奏した、「このほど作成提案した条文『およそ吏人が精査・点検し、集めた無額上供錢物の報告額・項目の虚偽を見出し、またそこに隠匿・侵用し費目改竄し別に税項目を作りそこに取り込み支出していたような場合は、「その不正額が」諸州で三千貫(累計を含む、提刑司もこれに準ず)、提刑司で六千貫であれば、転一資とする』は『政和賞格』に加える。条文『およそ吏人が精査・点検し、集めた無額上供錢物の報告の額・項目の虚偽を見出し、またそこに隠匿侵用し費目改竄し別に税項目を作りそこに取り込み支出していたような場合は、「その不正額が」州で八千貫に及び、提刑司で一万五千貫以上(累計を含む)であれば、奏裁す』は『政和賞令』に加える。条文

『およそ吏人が精査・点検し、集めた無額上供錢物の報告の額・項目の虚偽を見出し、またそこに隠匿侵用し費目改竄し別に税項目を作り、そこに取り込み、支出していたような場合は、「その不正額が」三百貫（累計を含む。他の項目もこれに準ず）で昇進リスト中一人分、千貫で二人分、二千貫で三人分、四千貫で四人分、七千貫で五人分進め、一万二千貫で転一資とし、三万以上は取裁とする』は『尚書戸部司勳格』に加える。

調べてみるに、宮廷で支出する現金は全て諸路の上供有額・無額錢により賄っている。無額錢は元豊間には歳入が約一七〇〜一八〇万貫だったが、近年では歳入は八〇〜九〇万で、元豊に比べてかなり額が少なく、公用の予算を圧迫している。無額上供は、付加徴収があってもそこに定額があるわけではないので、これまでは場務が集めた額・項目に依拠し州に申し精査し、提刑司に報じ、提刑司から尚書戸部に報告し、徴収移送した。もし報告に隠匿不明があっても罰する規定があるだけだが、精査の結果見出しでもこれを褒賞する法はない。また最近朝廷の命令で、諸路の常平司に崇寧元年（一一〇二）より大觀三年（一一〇九）に至る不正使用・隠匿不明の上供無額錢を精査させたところ総計一七〇万貫あまり、金銀物帛は一〇万斤両あまりなどであった。このように明らかに失われた錢物があるのは、賞で勧めることがなく、担当部署が職務としてあえて精査・点検することがないからである。今般諸事情を勘案し、今後場務が集めた無額錢物は、管轄の州軍・提刑・戸部に報告し、もし当該の場所で隠に侵用紛失された錢物をよく点検・精査・告発すれば、すべて『政和賞格』の規定を執行するよう望む。

また検討すると、『大觀諸路供錢物統降勅令』節文に『およそ無額上供錢物について場務は次の季節の最初の月の一日より以前に項目ごと額を記し州に報告し精査し、その月の二〇日以前に転運司に報告し（なおいずれも状を付して送付し、尚書戸部に報告する）、転運は一〇日以内に戸部に報告することとする』、『およそ無額上供錢物を報告するとき隠匿遺漏があれば徒二年』とあり、『政和元年（一一一一）一〇月一四日朝旨』節文に『諸路が納入すべき無額上供錢物は、提刑が徴収することとする』とあり、『政和格令』に『およそ告発・精査・点検して隠匿・欠落の錢物を見

【表一】

合入法令	不正支出額	告発者への褒賞
政和賞格	(州) 3,000貫 (提刑) 6,000貫	転一資
尚書吏部 司勳格	300貫 1,000貫 12,000貫 30,000貫以上	升一名 升二名 転一資 取裁
政和賞令	(州) 8,000貫～ (提刑) 15,000貫～	奏裁

出し、褒賞すべき者は、追納物を金銭に換算してその額に応じて賞与し、もし犯人から徴収することができなかつたり、徴収しても「その額に」足りない場合は、関係者らが弁償する』、『告発・精査・点検し隠匿・遺漏・紛失の銭物を見出せば、一つごとに三釐を支給する』とある」と。詔がありこの通りに立法させ、その他は『諸路上供勅』によって処置することとした。

この史料が語るもの

本記事に見られる立法活動もまた、前記事と同じように新法政策を遂行する上で現れた細部の問題の解決を目指したものだ。前記事と比べれば、形式としては法律列挙部分が必要な部分を占めているが、特に着目すべき点は、「政和賞格」「吏部司勳格」「政和賞令」の内容が褒賞規定部分を除くと全て同じということである。

法律内容の言わば本体にあたる「諸吏人驅磨點檢出收到無額上供錢物供申數目不實而侵隱移易別作窠名收係若支使者」は一、二字の異同はあっても同一で、【表一】に示したように、合入（編入）先法典に対応する条文中の差異は、金額の大小とそれに伴う褒賞内容でしかない。先のⅠの記事での、州学についての条文が「諸路州学令」、合格者比率が「太学辟雍通用格」、といった内容と追加先法典との対応の分かりやすさがここにはない。

しかしこれは反面、立法時に扱う内容がこれらの法律の種類に縛られていないということでもある。つまり、上供の不正摘発という一つの問題に対し、必要に応じ海行・特別、令・格のいずれの形式をも自在に用いて立法している。唐く北宋中期には、海行令格式は唐制に大きく依拠しており、それぞれの性格・内容・篇目は相互に異なっていたから、本記事のようにそれを跨いで複数の法種の新規立法を同時に行うなど考えられないことだった。だが新法時期に

はこのような新たな立法形式によって、それが可能となっていたことをこの記事は伝えている。

おわりに

宋代法の条文成立過程としては、大きく三つの類型がある。第一に、新法典が編纂される際、そこに旧法典から条文がキャリーオーバーされてくる形。十数度編纂された海行法典にはそうした条文が多いだろうし、これは特別法においても見られる。また第二に、おおよそ旧法典編纂以降新法典編纂の少し前までの一定期間に頒布された詔勅・指揮等が法律条文化する形。これも宋代に限らず一般的で、新法典にはこうした形によるものが多かった。以上二つが法典の編纂形式として従来知られていたものである(例えば滋賀前掲書三三頁)。だが戴建国が法典頒布後にも条文改訂があることを示唆しているように(戴建国『宋代刑法史研究』上海人民出版社、二〇〇八、一七―三二頁)、第三の類型として、編纂された法典に後から改訂が加えられることもある。しかもさらに本章で見たように、有司が議論し新規に文言を練り、それを既存の諸法典に振り分けてゆく、という立法形式もあった(新規立法と同時に新法典が創立されることもあった)。しかしこれは極めて旺盛な立法活動が展開された新法期特有のもので、宋代を通して見られるものではない。何故であろうか。最後にその点を考えておこう。

この第三の類型の立法について、勅令格式の四種のいずれかであり、かつ条文内容まで確認できる事例を『宋会要輯稿』に徴する限り、大凡【表二】のようになる。無論これは記録が残されたごく一部に過ぎないが、そこからは本章でみた二例が決して例外ではなかったこと、それが神宗期―南宋に見られることが十分に見て取れるであろう。また南宋紹興以降は漸減してゆく傾向があるが、これは本章IIの政和賞令・格がそうであったように、慶元に至る南宋中後期の多くの条文が北宋末―南宋孝宗期前後までに成立し、これ以降は条文の改正や追加自体が減ったことによると思われる。

王安石―神宗の改革は、実に多方面にわたる。だが王安石がその『万言書』で宣言したように、その根本には法律の重視があった。そして王安石が既に政治の表舞台から去った元豊二年（一〇七九）に神宗は、冒頭にも触れたように、もともと別系統にあった勅令格式それぞれの役割を改めて明確に定義し、四種の法律の篇目や内容の共有を可能にした。その結果、本章で見たいように一つの政策課題に対し自在な立法措置が行われるようになったのである。数多くの新法を法律によって実行しようとした神宗にとっては、この法制改革は必須だったとも言える。

ただ忘れてならないのは、このような体制が後代には受け継がれていないという点だろう。元以降は明清に至るまで、皇帝の詔勅が論、旨などと称されて重視され、行政の細部は多く例によるようになった。だがもともと唐宋の法とは、詔勅や事例の集成ではなくあくまで編纂法典なのである。その内容に過去の詔勅が含まれていても、その発布年月日はもちろんそれが詔であったという痕跡は消され、あくまで法典として命名、頒降された。宋代にも「断例」「則例」等があったが、それは例外と言い得るほどに僅かである。そして唐宋変革後の複雑化した社会にこのような法体制で臨むとすれば、相当な数の新規立法が必要だったわけであるが、実際にそのような立法活動を盛んに行ったのが王安石神宗以降の宋朝だった。しかし宋終焉以降立法活動は著しく衰退してゆく。そこには如何なる背景があったのか。また南宋を滅ぼしたモンゴルは明朝や清朝に如何なる影響を及ぼしたか。今後の発展学習の課題としたい。

【表二】

年月日	法案作成官司等	法典名	出典
熙寧8.5.12	(詔)	編勅 [○]	刑法1-9
熙寧9.4.丙午	(詔)	一路常平勅	(長274)*
元豐1.3.23	詳定諸司勅式所	諸司令式	刑法1-11
元豐7.11.26		在京通用〔令〕	職官56-14
		寺監務庫務通用令	
		寺監庫務通用令	
元符2.3.27	戸・刑部	成都府利州陝西路并提舉茶事司勅 廩庫勅 [○]	食貨30-31
建中靖国1.2.22	大理少卿周鼎	大理寺令	刑法1-19
崇寧1.7.11	中書省	禄令 [○]	職官54-28
崇寧2.2.8		選試令 [○]	職官61-17
崇寧3.11.22	中書省	大宗正司勅	帝系5-19
崇寧5.4.7		元符儀制令	礼5-23
大觀2.3.15	吏部	吏部考功令	職官56-27
		中書吏部考功令	
大觀2.5.20(I)	中書省	太学辟雍諸路州学通用令	職官28-17
		太学辟雍通用令	
		太学辟雍通用格	
		諸路州学令	
		太学辟雍通用令	
三省通用格			
政和1.3.24	(臣僚)	通商茶法	食貨30-37
政和2.12.16	尚書省	江淮荆浙福建広東路提点坑冶鑄錢司格	職官43-27
		江淮荆浙福建広南路提点坑冶鑄錢司并提点 刑獄司令	
		三省通用令一時指揮	
政和3.10.4	尚書省	政和職制勅 [○]	職官42-37
		政和職制勅 [○] (亦見事類所載慶元職制勅)	
政和3.10.17(II)	戸部尚書劉炳等	政和賞格 [○]	食貨51-40
		政和賞令 [○] 尚書吏部司勳格	
政和3.10.29	中書省	政和重修吏卒格	職官45-29
		紹聖軍馬司格	
政和3.12.12	(臣僚)	政和雜勅 [○]	方域4-16
政和5.2.18	河東路提轄檢踏措置 坑冶錢監司	政和錢法令	職官43-132
		政和錢法勅	

宣和2.12.12	中書省	政和詐偽勅 [○] 政和賞格 [○]	職官58-21
宣和2.12.23	中書省	政和職制令 [○]	職官48-32
宣和3.7.24	尚書省	政和田令 [○] （亦見事類所載慶元田令） 政和戸婚勅 [○] （亦見事類所載慶元戸婚勅）	職官58-21
紹興2.閏4.24	詳定一司勅令所	紹興道積令 [○] 紹興詐偽勅 [○]	道積2-2
紹興3.10.15	刑部	元豊江湖淮浙路塩勅	食貨26-20
紹興12.10.28	詳定一司勅令	政和統附紹聖常平免役勅	食貨26-29
紹興19.4.11	刑部	紹興重修軍令 紹興重修職制勅 [○]	方域11-10
紹興6.8.27	觀文殿學士提挙万寿 觀充行宮同留守孟庾	閣門格	職官6-60
淳熙5.1.19	勅令所	紹興重修省試令	選挙5-4
淳熙5.5.23	武学博士樊拡	淳熙侍左司勳格	崇儒3-42
紹熙5.閏10.10	勅令所	淳熙京西路酬賞法	職官47-45

(I) (II) は本項で扱った事例。

[○]を付したものは海行法。『慶元条法事類』（「事類」と略記）によって慶元法に存在が確認できる条文は、（ ）で記してある。

*の出典（「長」）は『統資治通鑑長編』であり、『宋会要輯稿』ではないが、初期の事例として重要であるので加えてある。